

北海道飲食店感染防止対策認証制度 実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、飲食店が取り組む新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染防止対策について、道が認証を行うことにより、飲食店における感染防止対策の実効性を高めることを目的とする。

(対象)

第2条 本制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下「対象事業者」という。）が営む北海道内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店（テイクアウト、デリバリー型の店舗など）
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従わないもの
- (3) 法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合にそれに従わないもの
- (4) 暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるもの

2 前項に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの。

(基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、必要と認めるときは、認証基準の改定を行うものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者（次項に掲げる者を除く。）は、対象施設ごとに、認証申請書（別記第1号様式）により知事に申請するものとする。

2 認証を受けようとする対象事業者であって、北海道の飲食店におけるワクチン・検査パッケージ制度取扱要領（令和3年12月17日経企第611号）に基づく適用を希望する者は、対象施設ごとに、認証申請書（別記第2号様式）により知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第2項、第3項、第4項、第7条、第8条及び第10条において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、現地調査等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証書を交付するものとする。
- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。
- 5 知事は、第1項の審査において、必要に応じ、地域の実情に精通している者等（その委託を受けたものを含む）の協力を得て、行うものとする。

（認証書の利用等）

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証書を利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証書を掲げることをいう。以下同じ。）する。

（変更の報告）

第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面等により、知事に報告するものとする。

（調査等）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

（認証事業者の責務）

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること
- （2）認証書の適正な利用及び管理を行うこと
- （3）認証制度検討にあたっての課題等の検証に協力すること

（認証の辞退）

第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面等により、認証の辞退を知事に申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用を止め、及びこれを廃棄しなければならない。

（認証の効力の一時停止）

第11条 知事は、認証施設が第2条第1項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するものと確認したとき又は認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、認証事業者に対して改善を要請するとともに、当該認証施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めるときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた認証事業者は、第13条第1項の規定による通知を受けるまでの期間、認証書を利用することができないものとする。

(認証の取消し)

第12条 知事は、前条の規定による改善を要請してから一定の期間を経過した後においても、当該認証事業者による改善が見られないと判断したときは、認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に該当するものと確認したときは、認証を取り消すことができるものとする。

3 知事は、第1項及び第2項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用を止め、及びこれを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第13条 第11条の規定により認証の効力の一時停止をした場合において、当該認証事業者による改善が見られたと知事が判断したときは、知事は、当該認証事業者に対し、認証の効力を回復する旨、通知するものとする。

2 前項の規定により認証の効力を回復された認証事業者は、認証書の利用を再開することができるものとする。

第3章 感染症発生時の措置

(感染症発生時の認証の効力の一時的停止)

第14条 認証事業者は、認証施設の従業員又は利用者のうちから感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、遅滞なく、知事に連絡するものとし、知事は、当該認証施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めるときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた認証事業者は、第16条第1項の規定による通知を受けるまでの期間、認証書を利用することができないものとする。

(不遵守の場合の取消し)

第15条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用を止め、及びこれを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(感染症発生時の認証の効力の回復)

第16条 第14条の規定により認証の効力の一時的停止をした場合において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなり、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなると知事が判断（保健所の指導

助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)したときは、知事は、当該認証事業者に対し、認証の効力を回復する旨、通知するものとする。

2 前項の規定により認証の効力を回復された認証事業者は、認証書の利用を再開することができるものとする。

第4章 雑則

(免責)

第17条 道は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症の患者が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(市町村等の協力)

第18条 知事は、認証制度の実施に当たり、必要に応じて、地域の実情に精通している市町村等に協力を要請することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日及び実施期間)

1 この要綱は、令和3年9月24日から施行し、同日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に北海道飲食店感染防止対策認証制度試行実施要綱（令和3年6月30日経企第194号）及びこの要綱による改正前の北海道飲食店感染防止対策認証制度要綱（令和3年9月24日経企第404号）に基づく認証を受けた認証施設又は申請した対象施設については、改正後の第4条第2項の申請があったものとみなす。ただし、当該認証事業者又は対象事業者から申請しない旨の意思表示があった場合は、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

(適用期日)

2 改正後の第3条で定める認証基準のうち、必須項目19については、施行期日に関わらず、令和4年9月25日から適用する。